

公布された条例のあらまし

佐賀県新型インフルエンザ等対策本部条例（条例第6号）

- 1 この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法第26条の規定に基づき、佐賀県新型インフルエンザ等対策本部（以下「県対策本部」という。）に関し必要な事項を定めることとした。（第1条関係）
- 2 知事は、県対策本部を置いたときは、当該県対策本部の名称並びに設置の場所及び期間を公示することとした。（第2条関係）
- 3 対策本部長、本部員及び副本部長の事務について定めることとした。（第3条関係）
- 4 対策本部長は、必要があると認めるときは、対策本部会議を招集することとした。（第4条関係）
- 5 対策本部長は、必要があると認めるときは、県対策本部に部を置くことができることとした。（第5条関係）
- 6 対策本部長は、必要があると認めるときは、県対策本部に、新型インフルエンザ等対策の実施を要する地域にあって県対策本部の事務の一部を行う組織として、現地対策本部を置くことができることとした。（第6条関係）
- 7 知事は、県対策本部を廃止したときは、これを公示することとした。（第7条関係）
- 8 この条例に定めるもののほか、県対策本部に関し必要な事項は、対策本部長が別に定めることとした。（第8条関係）
- 9 その他所要の事項を定めることとした。
- 10 この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行の日から施行することとした。

農業近代化資金融通助成に関する条例等を廃止する条例（条例第7号）

- 1 条例制定の目的を達成した次の条例を廃止することとした。
 - (1) 農業近代化資金融通助成に関する条例
 - (2) 佐賀県市町合併推進審議会条例
 - (3) 佐賀県公立学校教育職員の給料月額調整に関する条例
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例（条例第8号）

- 1 佐賀県職員給与条例の一部改正関係
新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を新たに設け、新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施のため他の地方公共団体等から派遣された職員で住居又は居所を離れて県の区域内に滞在するものに対して、人事委員会規則で定める額を支給することとした。（第2条及び第17条の5関係）
- 2 佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例の一部改正関係
平成18年度の給料の切替えに伴う経過措置について、段階的措置を講じた上で、平成28年3月31日限り廃止することとした。（附則第7条関係）
- 3 この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行の日から施行することとした。ただし、2については、平成25年4月1日から施行することとした。

佐賀県手数料条例の一部を改正する条例（条例第 9 号）

- 1 建築士法の規定に基づく二級建築士又は木造建築士の免許の申請に対する審査に係る手数料の額を改定することとした。（別表第 1 関係）
- 2 建築士法に規定する二級建築士免許証又は木造建築士免許証の書換え及び再交付に係る手数料の額を定めることとした。（別表第 1 関係）
- 3 1 及び 2 に係る手数料を都道府県指定登録機関に納付することとした。（別表第 2 関係）
- 4 建築士法の規定に基づく建築士事務所の登録及びその更新の登録の申請に対する審査に係る手数料を指定事務所登録機関に納付することとした。（別表第 2 関係）
- 5 その他所要の改正を行うこととした。
- 6 この条例は、平成 25 年 10 月 1 日から施行することとした。

佐賀県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第 10 号）

- 1 水道法が改正され、知事の権限に属する事務の一部が市へ権限移譲されることに伴い、所要の改正を行うこととした。（第 2 条関係）
- 2 地方自治法に基づく事務の一部を基山町及び上峰町が処理することとした。（第 2 条関係）
- 3 この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行することとした。

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例（条例第 11 号）

- 1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令が改正されたことに伴い、ぱちんこ屋等の営業許可、遊技機の承認等に係る手数料の額を改めることとした。（別表第 6 関係）
- 2 この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行することとした。
- 3 所要の経過措置を定めることとした。

佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びへき地手当支給条例等の一部を改正する条例（条例第 12 号）

- 1 佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びへき地手当支給条例の一部改正関係
教員特殊業務手当の支給対象に指導教諭を追加することとした。（第 8 条関係）
- 2 佐賀県公立学校職員給与条例の一部改正関係
 - (1) 義務教育等教員特別手当の支給対象に指導教諭を追加することとした。（第 21 条の 2 関係）
 - (2) その他所要の改正を行うこととした。
- 3 佐賀県立学校職員産業教育手当支給条例の一部改正関係
 - (1) 産業教育手当の支給対象に指導教諭を追加することとした。（第 3 条関係）
 - (2) その他所要の改正を行うこととした。
- 4 佐賀県立学校職員定時制通信教育手当支給条例の一部改正関係
定時制通信教育手当の支給対象に指導教諭を追加することとした。（第 2 条関係）
- 5 佐賀県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部改正関係

教職調整額の支給対象に指導教諭を追加することとした。(第2条関係)

6 この条例は、平成25年4月1日から施行することとした。

佐賀県立学校職員及び佐賀県市町立学校県費負担教職員定数条例の一部を改正する条例(条例第13号)

1 県立学校職員の定数を3,279人に減員し、及び市町立学校県費負担教職員の定数を5,566人に減員することとした。(第3条関係)

2 この条例は、平成25年4月1日から施行することとした。

佐賀県公立学校職員給与条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例(条例第14号)

1 平成18年度の給料の切替えに伴う経過措置について、段階的措置を講じた上で、平成28年3月31日限り廃止することとした。(附則第7条関係)

2 この条例は、平成25年4月1日から施行することとした。

佐賀県環境影響評価条例の一部を改正する条例(条例第15号)

1 環境影響評価方法書(以下「方法書」という。)の作成前の手続の創設

(1) 配慮書対象事業(佐賀県環境影響評価条例第2条第2項の規則で定める事業をいう。以下同じ。)を実施しようとする者(以下「配慮書事業者」という。)は、配慮書対象事業に係る計画の立案段階において、当該配慮書対象事業が実施されるべき区域その他の技術指針で定める事項を決定するに当たっては、技術指針で定めるところにより、1又は2以上の当該配慮書対象事業の実施が想定される区域における当該配慮書対象事業に係る環境の保全のために配慮すべき事項(以下「計画段階配慮事項」という。)についての検討を行わなければならないこととした。(第4条の2関係)

(2) 配慮書事業者は、計画段階配慮事項についての検討を行った結果について、計画段階環境配慮書(以下「配慮書」という。)を作成しなければならないこととした。(第4条の3関係)

(3) 配慮書事業者は、配慮書を作成したときは、これを知事へ送付するとともに、当該配慮書及びこれを要約した書類をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならないこととした。(第4条の4関係)

(4) (1)から(3)までに定めるもののほか、計画段階配慮事項についての検討に係る所要の規定を整備することとした。(第4条の5～第4条の7関係)

2 方法書手続、準備書手続及び評価書手続の改正

(1) 事業者は、方法書を作成するに当たり、配慮書の内容を踏まえるとともに、配慮書についての知事の意見が述べられたときはこれを勘案して配慮書対象事業が実施されるべき区域その他の技術指針で定める事項を決定し、方法書を作成しなければならないこととした。(第5条関係)

(2) 事業者は、知事及び方法書に係る関係地域を管轄する市町長に対し方法書を送付する際、これを要約した書類も併せて送付しなければならないこととした。(第6条関係)

(3) 事業者は、方法書、環境影響評価準備書及び環境影響評価書(それぞれその要約書を含む。)並びに事後調査報告書を作成したときは、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならないこととした。(第7条、第15条、第22条及び第31条関係)

- (4) 事業者は、方法書の縦覧期間内に、方法書の記載事項を周知させるための説明会を開催しなければならないものとし、方法書の説明会に係る所要の規定を整備することとした。(第7条の2関係)
- 3 方法書の作成前の手続の創設に伴い、都市計画に定められる配慮書対象事業に係る手続の特例、配慮書対象事業に係る立入調査の実施等の所要の規定を整備することとした。(第31条の2及び第46条～第48条関係)
- 4 この条例は、平成26年4月1日から施行することとした。
- 5 所要の経過措置を定めることとした。
- 佐賀県生活保護法施行条例(条例第16号)
- 1 この条例は、生活保護法の施行に関し必要な事項を定めることとした。(第1条関係)
- 2 生活保護法第39条第1項の規定により条例で定める保護施設の設備及び運営についての基準(以下「県基準」という。)のうち救護施設、更生施設、授産施設及び宿泊提供施設(以下「救護施設等」という。)に係るものとして次に掲げる基準を定めることとした。(第3条関係)
- (1) 職員に対する資質の向上のための研修の機会の確保に関する基準
- (2) 利用者への虐待の防止に関する基準
- (3) 利用者又はその家族の秘密保持に関する基準
- (4) 地域住民との交流に関する基準
- 3 2に定めるもののほか、県基準のうち救護施設等に係るものは、救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準(霊安室に係るものを除く。)で定める基準とすることとした。(第3条関係)
- 4 県基準のうち医療保護施設に係るものは、医療法その他の医療に関する法令に基づき適切に運営されていることとすることとした。(第4条関係)
- 5 この条例は、平成25年4月1日から施行することとした。
- 佐賀県社会福祉法施行条例(条例第17号)
- 1 この条例は、社会福祉法の施行に関し必要な事項を定めることとした。(第1条関係)
- 2 社会福祉法第65条第1項の規定により条例で定める社会福祉施設の設備の規模及び構造並びに福祉サービスの提供の方法、利用者等からの苦情への対応その他の社会福祉施設の運営についての基準(以下「県基準」という。)のうち軽費老人ホームに係るものは、軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準で定める基準とすることとした。(第3条関係)
- 3 県基準のうち婦人保護施設に係るものとして次に掲げる基準を定めることとした。(第4条関係)
- (1) 職員に対する資質の向上のための研修の機会の確保に関する基準
- (2) 入所者の人権の配慮に関する基準
- (3) 入所者への虐待の防止に関する基準
- (4) 入所者又はその家族の秘密保持に関する基準

(5) 施設運営についての重要事項に係る規程に関する基準

4 3に定めるもののほか、県基準のうち婦人保護施設に係るものは、婦人保護施設の設備及び運営に関する基準で定める基準とすることとした。(第4条関係)

5 県基準のうち授産施設(生活保護法第38条第5項に規定する授産施設以外のものをいう。)に係るものは、佐賀県生活保護法施行条例第3条で定める基準(被保護者の数が当該施設における利用者の総数のうちに占める割合に係るものを除く。)の例によることとした。(第5条関係)

6 その他所要の事項を定めることとした。

7 この条例は、平成25年4月1日から施行することとした。

佐賀県福祉のまちづくり条例の一部を改正する条例(条例第18号)

1 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づき条例で定める特定道路、特定公園施設及び交通安全特定事業により設置される信号機等に関する基準については、規則(信号機等に係るものについては、公安委員会規則)で定めることとした。(第33条~35条関係)

2 その他所要の改正を行うこととした。

3 この条例は、平成25年4月1日から施行することとした。

佐賀県母子福祉センター設置条例の一部を改正する条例(条例第19号)

1 佐賀県母子福祉センターの名称を佐賀県ひとり親家庭サポートセンター(以下「センター」という。)に改めることとした。(題名及び第1条関係)

2 センターの設置目的を改めることとした。(第1条関係)

3 その他所要の改正を行うこととした。

4 この条例は、平成25年4月1日から施行することとした。

佐賀県児童福祉法施行条例の一部を改正する条例(条例第20号)

1 基準該当通所支援の事業に係る県基準(第3条関係)

(1) 児童福祉法(以下「法」という。)第21条の5の4第1項第2号の規定により条例で定める基準該当通所支援の事業の人員、設備及び運営についての基準のうち児童発達支援及び放課後等デイサービスの事業に係るものとして、職員及び障害児に対する環境教育の推進に関する基準を定めることとした。

(2) (1)に定めるもののほか、基準該当通所支援の事業の人員、設備及び運営についての基準は、厚生労働省令で定める基準とすることとした。

2 指定障害児通所支援事業者等の指定等に係る法第21条の5の15第2項第1号の条例で定める者及び法第24条の9第2項において準用する法第21条の5の15第2項第1号の条例で定める者は、法人とすることとした。(第4条関係)

3 指定通所支援の事業に係る県基準(第5条関係)

- (1) 法第 21 条の 5 の 18 第 1 項及び第 2 項の規定により条例で定める指定通所支援の事業の人員、設備及び運営についての基準のうち児童発達支援及び放課後等デイサービスの事業に係るものとして、職員及び障害児に対する環境教育の推進に関する基準を定めることとした。
 - (2) 指定保育所等訪問支援の事業の人員、設備及び運営についての基準のうち、事業の運営を行うための専用の区画の設置要件については、これを緩和することとした。
 - (3) (1)及び(2)に定めるもののほか、指定通所支援の事業の人員、設備及び運営についての基準は、厚生労働省令で定める基準とするものとした。
- 4 法第 24 条の 12 第 1 項及び第 2 項の規定により条例で定める指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営についての基準は、厚生労働省令で定める基準とするものとした。(第 6 条関係)
- 5 助産施設・乳児院・母子生活支援施設・児童養護施設・障害児入所施設・児童発達支援センター・情緒障害児短期治療施設・児童自立支援施設・児童家庭支援センター(以下「助産施設等」という。)に係る県基準
- (1) 法第 45 条第 1 項の規定により条例で定める児童福祉施設の設備及び運営についての基準(以下「県基準」という。)のうち乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設又は児童自立支援施設に係るものとして、次に掲げる基準を定めることとした。(第 8 条、第 12 条～第 16 条関係)
 - ア 食育の推進に関する基準
 - イ 職員及び児童等に対する環境教育の推進に関する基準
 - ウ 調理従事者等に対する検便の実施に関する基準
 - (2) 県基準のうち母子生活支援施設に係るものとして、(1)イの基準を定めることとした。(第 9 条関係)
 - (3) (1)及び(2)に定めるもののほか、県基準のうち助産施設等に係るものは、児童自立支援施設の学科指導に関する規定を除き、厚生労働省令で定める基準とするものとした。
- 6 この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行することとした。
- 7 所要の経過措置を定めることとした。
- 佐賀県老人福祉法施行条例(条例第 21 号)
- 1 この条例は、老人福祉法の施行に関し必要な事項を定めることとした。(第 1 条関係)
 - 2 老人福祉法第 17 条第 1 項の規定により条例で定める養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設備及び運営についての基準(以下「県基準」という。)のうち養護老人ホームに係るものは、養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(霊安室に係るものを除く。)で定める基準とするものとした。(第 3 条関係)
 - 3 県基準のうち特別養護老人ホーム(ユニット型特別養護老人ホームを除く。)の一の居室の定員は、1 人とするものとした。(第 4 条関係)
 - 4 3にかかわらず、市町の意見を聴いた上で知事が必要と認めた場合は、一の居室の定員を 2 人以上 4 人以下とすることができるものとした。

た。この場合において、当該居室は、入居者の生活の平穩を害することのないよう配慮するとともに、容易に個室に転換することができる構造とすることとした。（第4条関係）

5 3及び4に定めるもののほか、県基準のうち特別養護老人ホームに係るものは、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準で定める基準とすることとした。（第4条関係）

6 この条例は、平成25年4月1日から施行することとした。

7 所要の経過措置を定めることとした。

佐賀県介護保険法施行条例（条例第22号）

1 この条例は、介護保険法（以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めることとした。（第1条関係）

2 法第42条第1項第2号の規定により条例で定める基準該当居宅サービスの事業の人員、設備及び運営についての基準は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準で定める基準とすることとした。（第3条関係）

3 法第54条第1項第2号の規定により条例で定める基準該当介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに基準該当介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法についての基準は、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準で定める基準とすることとした。（第4条関係）

4 法第70条第2項第1号の条例で定める者は、法人とすることとした。ただし、病院等により行われる居宅療養管理指導又は病院若しくは診療所により行われる訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション若しくは短期入所療養介護に係る指定の申請については、この限りでないこととした。（第5条関係）

5 法第74条第1項及び第2項の規定により条例で定める指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営についての基準は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準で定める基準とすることとした。（第6条関係）

6 法第86条第1項の条例で定める入所定員は、30人以上とすることとした。（第7条関係）

7 法第88条第1項及び第2項の規定により条例で定める指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営についての基準のうち指定介護老人福祉施設（ユニット型指定介護老人福祉施設を除く。）の一の居室の定員は、1人とすることとした。（第8条関係）

8 7にかかわらず、保険者の意見を聴いた上で知事が必要と認めた場合は、一の居室の定員を2名以上4人以下とすることができることとした。この場合において、当該居室は、入所者の生活の平穩を害することのないよう配慮するとともに、容易に個室に転換することができる構造とするものとする事とした。（第8条関係）

9 7及び8に定めるもののほか、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営についての基準は、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準で定める基準とすることとした。（第8条関係）

10 法第97条第1項から第3項までの規定により条例で定める介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営についての基準は、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準で定める基準とすることとした。（第9条関係）

11 法第115条の2第2項第1号の条例で定める者は、法人とすることとした。ただし、病院等により行われる介護予防居宅療養管理指導又は病院若しくは診療所により行われる介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション若しくは介

護予防短期入所療養介護に係る指定の申請にあっては、この限りでないこととした。（第 10 条関係）

12 法第 115 条の 4 第 1 項及び第 2 項の規定により条例で定める指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法についての基準は、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準で定める基準とすることとした。（第 11 条関係）

13 指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営についての基準（第 12 条関係）

(1) 食堂は、食事の提供に必要な広さを有することとした。

(2) 談話室は、療養病床の入院患者同士や入院患者とその家族が談話を楽しめる広さを有することとした。

(3) (1)及び(2)の場合において、利用者の処遇に支障がないときは、食堂は談話室と、談話室は食堂その他の施設と兼用することができることとした。

(4) (1)から(3)までに定めるもののほか、指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営についての基準は、健康保険法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 83 号）附則第 130 条の 2 第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第 26 条の規定による改正前の法第 110 条第 3 項に規定する指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準で定める基準とすることとした。

14 佐賀県介護保険審査会について、所要の事項を定めることとした。（第 13 条～第 18 条関係）

15 手数料の徴収、減免及び還付について定めることとした。（第 19 条～第 21 条関係）

16 その他所要の事項を定めることとした。

17 この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行することとした。

18 所要の経過措置を定めることとした。

19 佐賀県介護保険審査会の組織及び運営に関する条例を廃止することとした。

20 佐賀県手数料条例について所要の改正を行うこととした。

佐賀県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例の一部を改正する条例（条例第 23 号）

1 佐賀県介護職員処遇改善等臨時特例基金の設置期間を延長することとした。（附則第 2 項関係）

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

佐賀県聴覚障害者サポートセンター設置条例（条例第 24 号）

1 聴覚障害者の福祉の増進を図るため、身体障害者福祉法第 28 条第 1 項の規定に基づき、同法第 34 条に規定する聴覚障害者情報提供施設として、佐賀県聴覚障害者サポートセンター（以下「センター」という。）を設置することとした。（第 1 条関係）

2 センターは、佐賀市に置くこととした。（第 2 条関係）

3 知事は、センターの管理を法人その他の団体に行わせることができることとし、法人その他の団体に行わせる管理の業務は、次に掲げる業務とすることとした。（第 3 条関係）

(1) センターの運営に関する業務

(2) センターの施設の利用に関する業務

(3) センターの施設の維持及び管理に関する業務

- 4 管理を行わせる者（以下「指定管理者」という。）の指定の手續は、規則で定めることとした。（第3条関係）
- 5 この条例は、規則で定める日から施行することとした。ただし、6については、公布の日から施行することとした。
- 6 指定管理者の指定及びこれに関し必要な手續その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができることとした。
佐賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例（条例第25号）
 - 1 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めることとした。（第1条関係）
 - 2 基準該当障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営についての基準（第3条関係）
 - (1) 基準該当就労継続支援B型の事業について、実習の実施、求職活動の支援等及び就職後の職場定着の支援に関する連携先として県を追加することとした。
 - (2) (1)に定めるもののほか、基準該当障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営についての基準は、厚生労働省令で定める基準とすることとした。
 - 3 指定障害福祉サービス事業者等の指定等に係る法第36条第3項第1号の条例で定める者又は法第38条第3項において準用する法第36条第3項第1号の条例で定める者は、法人とすることとした。（第4条関係）
 - 4 指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営についての基準（第5条関係）
 - (1) 訪問系サービス（指定居宅介護、指定重度訪問介護、指定同行援護、指定行動援護及び指定重度障害者等包括支援の事業）について、事業の運営を行うための専用の区画の設置要件を緩和することとした。
 - (2) 指定就労移行支援、指定就労継続支援（A型・B型）の事業について、実習の実施、求職活動の支援等及び就職後の職場定着の支援に関する連携先として県を追加することとした。
 - (3) 指定就労継続支援A型の事業について、当該事業における利用者及び従業者以外の者（以下「一般労働者」という。）の雇用人数の上限基準を緩和することとした。
 - (4) (1)から(3)までに定めるもののほか、指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営についての基準は、厚生労働省令で定める基準とすることとした。
 - 5 指定障害者支援施設の人員、設備及び運営についての基準（第6条関係）
 - (1) 当該施設で行う就労移行支援及び就労継続支援B型の事業について、実習の実施、求職活動の支援等及び就職後の職場定着の支援に関する連携先として県を追加することとした。
 - (2) (1)に定めるもののほか、指定障害者支援施設の人員、設備及び運営についての基準は、厚生労働省令で定める基準とすることとした。
 - 6 障害福祉サービス事業の設備及び運営についての基準（第7条関係）
 - (1) 就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）の事業について、実習の実施、求職活動の支援等及び就職後の職場定着の支援に関する連携先として県を追加することとした。

- (2) 就労継続支援 A 型の事業について、当該事業における一般労働者の雇用人数の上限基準を緩和することとした。
- (3) (1)及び(2)に定めるもののほか、障害福祉サービス事業の設備及び運営についての基準は、厚生労働省令で定める基準とすることとした。
- 7 地域活動支援センター及び福祉ホームの設備及び運営についての基準は、厚生労働省令で定める基準とすることとした。(第 8 条及び第 9 条関係)
- 8 障害者支援施設の設備及び運営についての基準(第 10 条関係)
- (1) 当該施設で行う就労移行支援及び就労継続支援 B 型の事業について、実習の実施、求職活動の支援等及び就職後の職場定着の支援に関する連携先として県を追加することとした。
- (2) (1)に定めるもののほか、障害者支援施設の設備及び運営についての基準は、厚生労働省令で定める基準とすることとした。
- 9 この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行することとした。
地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例(条例第 26 号)
- 1 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律が公布されたことに伴い、佐賀県立九千部学園条例ほか 8 条例について、所要の改正をすることとした。
- 2 この条例は、一部の規定を除き平成 25 年 4 月 1 日から施行することとした。
佐賀県医療法施行条例(条例第 27 号)
- 1 この条例は、医療法(以下「法」という。)の施行に関し必要な事項を定めることとした。(第 1 条関係)
- 2 法第 7 条の 2 第 4 項の規定による既存病床数及び申請病床数の補正は、規則で定める基準により行うこととした。(第 3 条関係)
- 3 法第 7 条の 2 第 5 項の規定により既存病床数を算定する場合は、規則で定めるところにより、介護老人保健施設の入所定員数を既存病床数とみなすこととした。(第 3 条関係)
- 4 法第 18 条の専属の薬剤師を置かなければならない病院又は診療所は、病院又は医師が常時 3 人以上勤務する診療所とすることとした。(第 4 条関係)
- 5 病院及び療養病床を有する診療所が有しなければならない人員及び施設の基準について定めることとした。(第 5 条～第 8 条関係)
- 6 手数料の徴収、減免及び還付について定めることとした。(第 9 条～第 11 条関係)
- 7 詐欺その他不正の行為により手数料の徴収を免れた者については、その徴収を免れた金額の 5 倍に相当する金額(当該 5 倍に相当する金額が 5 万円を超えないときは、5 万円とする。)以下の過料を科すこととした。(第 12 条関係)
- 8 この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行することとした。
- 9 所要の経過措置を定めることとした。
- 10 佐賀県手数料条例について所要の改正を行うこととした。
地方独立行政法人佐賀県立病院好生館の名称変更に伴う関係条例の整理に関する条例(条例第 28 号)

- 1 地方独立行政法人佐賀県立病院好生館の名称変更に伴い、地方独立行政法人佐賀県立病院好生館評価委員会条例ほか2条例について所要の改正を行うこととした。
- 2 この条例は、平成25年5月1日から施行することとした。
佐賀県食品衛生条例の一部を改正する条例（条例第29号）
 - 1 食品衛生検査施設の設備及び職員の配置についての基準は、食品衛生法施行規則に定める基準とすることとした。（第8条関係）
 - 2 その他所要の改正を行うこととした。（別表第1関係）
 - 3 この条例は、平成25年4月1日から施行することとした。
佐賀県小規模水道条例の一部を改正する条例（条例第30号）
 - 1 水道法の規制対象とならない小規模水道の衛生対策について市が行うこととするため、佐賀県小規模水道条例の適用範囲から市の区域を除外することとした。（第14条関係）
 - 2 この条例は、平成25年4月1日から施行することとした。
 - 3 所要の経過措置を定めることとした。
佐賀県立都市公園条例の一部を改正する条例（条例第31号）
 - 1 都市公園法が改正されたことに伴い、県が設置する都市公園について、その設置基準及び公園施設の建築面積の基準を定めることとした。（第2条及び第2条の2関係）
 - 2 その他所要の改正を行うこととした。
 - 3 この条例は、平成25年4月1日から施行することとした。
佐賀県道路占用料条例の一部を改正する条例（条例第32号）
 - 1 道路法施行令が改正され、道路の占用の許可に係る工作物、物件又は施設に太陽光発電設備及び風力発電設備が追加されることに伴い、当該施設に係る占用料を徴収するとともに、その額等を定めることとした。（別表関係）
 - 2 その他所要の改正を行うこととした。
 - 3 この条例は、平成25年4月1日から施行することとした。
佐賀県港湾管理条例の一部を改正する条例（条例第33号）
 - 1 重要港湾に新たに整備する荷役機械の使用料を定めることとした。（別表第1関係）
 - 2 この条例は、公布の日から起算して30日を経過した日から施行することとした。
 - 3 所要の経過措置を定めることとした。